

関東地区学生相談研究会規約

2001年	制定
2007年7月12日	改正
2008年3月14日	改正
2009年3月14日	改正
2009年7月15日	改正
2011年7月9日	改正
2014年10月19日	改定
2016年10月30日	改定

(名称)

1. 本会を関東地区学生相談研究会（以下 研究会と略す）と称す。

(目的)

2. 関東地区の学生相談担当者・大学カウンセラーの資質の向上をはかる。
- 2) 相互の実践活動や学生相談業務に関する情報の交換を行う。
- 3) 会員の親睦を深め、相互に支え合い人間的成長をはかる。

(活動)

3. 前項の目的を達成するために、次の各活動を行う。
 - ①学生相談活動を行っていくために必要な、知識や情報の伝達。
 - ②相談事例や活動実践事例の検討を通しての、相互スーパービジョン。
 - ③会員相互の親睦、交流。
 - ④研究会運営に関する事項の協議。
 - ⑤その他、研究会の目的達成に必要な事項。
- 2) 研究会は、例会として年3回開催する。
- 3) 学生相談実践上の課題や問題点の検討および研究会の必要な決議も例会にて行う。

(会員)

4. 会員は、関東地区にある大学、短期大学等の高等教育機関の学生相談業務に携わる者。
- 2) 会員は個人会員とする。
- 3) 原則として、臨床心理士（日本臨床心理士資格認定協会認定）、もしくは大学カウンセラー（日本学生相談学会認定）の資格を有する者とする。
- 4) その他、幹事会が参加を承認した者。
- 5) 入会は、別途定める手続きによる。

(組織と運営)

5. 会長は、研究会を代表する。会長は、研究会会員の互選による。手続きに関しては別に定める。

- 2) 会長は、幹事および事務局若干名を推薦し、例会で承認を得る。
- 3) 幹事は幹事会を構成し、幹事の中から代表幹事を選び、代表幹事は会長を補佐し会務を取り仕切る。
- 4) 研究会に事務局長を置き、幹事および事務局の中から会長が指名する。事務局長は研究会の事務を取り仕切る。
- 5) 空白
- 6) 会長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(会費)

6. 会費は、4月から翌年3月までの年度会費とし、2000円とする。
- 2) 年度会費の納入は、別途定める手続きによる。

(改廃)

7. この規則の改廃は、幹事会で協議し、例会出席者の3分の2以上の同意をもって行う。

入会内規

1. 入会は、会員からの推薦とし、事務局が申込書を受け付け、幹事会に諮る。
2. 推薦人は、満1年以上会員である者とする。
3. 入会申込書の締め切りを年4回設け、それぞれについて入会承認日を設ける。
締め切りおよび承認日は、例会開催日などの実情に応じ臨機応変に対応される。

入会申込書締め切り

1回目：	前年度末、	承認日	4月1日
2回目：	6月15日、	承認日	7月1日
3回目：	9月15日、	承認日	10月1日
4回目：	12月15日、	承認日	1月1日

4. 幹事会で学生相談への関与状況および資格に関して審査し入会を判断・承認する。
5. 転職などにより学生相談への関与がなくなった場合は、原則として会員資格が消失する。また、年度途中の場合は、次年度より会員資格が消失する。今後学生相談への従事を希望する場合、幹事会が認めた場合はこの限りではない。
6. 転居により関東地区から転出した場合は、幹事会で状況を確認し協議し判断する。
7. 年度会費が3年以上未納の場合、退会の意味とみなし、原則として退会扱いとし、会長名で連絡をする。

以上